

七尾市地下水採取許可ガイドライン

下記7項目にあてはまる地下水採取許可申請について許可をおこなう。

1 保安用水のために井戸を使用する場合

火力発電所、ガス供給所等の運転停止により社会に与える影響及び危険の大きい事業所又は工場が、不測の事故等により長期間断水した場合に限り、それらの事業所又は工場の保安用として使用する場合。

2 地下水調査のために井戸を使用する場合

公害発生を防止するため、地下水調査を行う場合。

3 非常災害時（地震等の大規模災害時等）のために井戸を使用する場合

病院等、営業停止により社会に与える影響が大きい施設が、不測の事故・災害等により長期間断水した場合に限り、施設の非常用水源として使用する場合。

4 既設井戸及び新設井戸を水道に替えると運営が著しく困難になる場合

工場・事業所において井戸を使用しないと運営が著しく困難になる旨を証する書類及びその説明書の提出、及び地下水の節水・リサイクルのための設備を設置する工場・事業所にのみ許可する。

なお、原則として、一つの工場・事業所に一つの井戸の許可しかしない。

5 生活用水として使用する場合

地下水以外の生活用水を使用することが著しく困難であり、生活用水以外には使用しないと認められる場合。

なお、生活用水には「消雪、洗車」は除かれる。

6 農業用水として使用する場合

農業振興地域内で農地登録している土地に農業をおこなうために地下水を使用する場合。ただし、公共事業により既設の農業用水の使用が著しく困難になり、その代替用水として使用する場合に限り、農業振興地域以外であっても良い。この場合、事業主体者が著しく困難になる旨を証する書類及び説明書を提出しなければならない。

なお、農業用水として使用しなくなった場合は廃止することを条件とする。

7 地盤沈下観測井として使用する場合

地盤沈下を観測する目的で井戸を使用する場合。